

情 個 審 第 5 3 号

平成 2 5 年 3 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書部分開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成 2 4 年 1 月 1 2 日付け農政諮問第 1 号で諮問のありました下記事案について、別紙  
のとおり答申します。

記

「農地転用許可書等」部分開示決定に係る異議申立事案

(情報公開諮問第 1 5 7 号)

(情報公開答申第 1 3 2 号)

## 第1 審査会の結論

実施機関が別表「文書名」欄に掲げる行政文書について行った同表「不開示部分」欄に掲げる部分を不開示とする部分開示決定は、不開示とした部分中同表「開示相当部分」欄に掲げる部分については、これを取り消し、開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

平成23年10月27日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次の各行政文書の開示を請求した。

つくばみらい市〇〇の農地に関し

- ①平成22年9月16日付け第25号県許可の文書
- ②平成23年5月26日付けつくばみらい市農業委員会から県への提出文
- ③平成23年5月10日付けみらい農委第8号文
- ④平成23年5月20日付け〇〇〇からつくばみらい市農業委員会への是正文書の回答

### 2 実施機関の決定及び通知

平成23年11月10日、実施機関は、開示請求に係る行政文書として、①「平成22年9月16日付け南農企指令第25号」、②「平成23年5月26日付け違反転用事案報告書」（以下「違反転用事案報告書」という。）、③「平成23年5月10日付けみらい農委第8号農地転用違反是正について」及び④「平成23年5月20日付け農地転用違反是正文書の回答」をそれぞれ特定した上で、別表「不開示部分」欄に掲げる部分について、同表「該当条文」欄に掲げる各不開示情報に該当するとしてそれぞれ不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成24年1月5日、異議申立人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示するとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

(1) 本件各請求文書は、県の指導を仰ぎ、速やかな問題解決を図ろうとして、つくばみらい市から県に対して発出されたものに添付されたものである。当該文書は、違反事業者から改善計画書として出されたものなどであって、その内容が秘匿されるような種類のものではなく、事業者名もすでに公開されている。異議申立人は、県の指導がどのような段階にあるか関連文書の開示を請求したが、これに対して、実施機関は一部不開示の決定を行った。本件情報について、条例の趣旨や規定から部分開示は許されず、加えて、違反事例の加重進行、被害拡大化が行われている現地の状況を全く考慮せず、問題解決への積極的取組や監督者責任の欠片もうかがえず、また、何らの対応策も見えず、開示すべき必要性は極めて高い。

(2) 条例第1条は、条例の目的を明らかにし、県の情報公開制度の基本的な考え方を定めたものである。また、県が保有管理する各種公文書において、そこに記録される様々な情報は県民生活と深く関わるものであり、本来的には県民共有の財産と考えられることから、県民が自ら公文書の開示を請求する権利を行使し、これに対して県が保有する情報を開示することは、県民が県政の運用を有効に監視することで県政に対する理解と信頼を深め、もって住民自治、住民参加を実現していくことであり、県民が自分自身の情報を支配し、コントロールすることと同じであって、県民固有の権利と言える。県の情報公開制度は、この県民固有の権利を具体化し、県民の県政への参加を促し、開かれた県政を実現することを目的とするものである。

よって、部分開示が誤っているとして処分の取消しを求める手続は、条例第1条の目的を大前提として進められる必要がある。

(3) 条例においては、不開示が例外であり、開示しないことができるとしているだけである。そして、条例の不開示事由該当性を専ら行政機関の

主観的判断に基づいて決するとすれば、その範囲が不当に拡大する危険性があり、情報公開制度の実質的意味が失われることにもなりかねないから、条例第7条各号の不開示事由の条文構造をよく理解し、正確に適合性を判断し、例外規定の解釈は厳格でなければならない。

本件のうち、特に、「平成23年5月20日付け農地転用違反是正文書の回答」については、条例第7条に規定する「おそれがある」とする部分を限界までその範囲を不当に拡大した典型的悪事例であり、対象事業者名すら開示されていない。

- (4) 条例をその制度趣旨に従って利用しようとする者にとって、実施機関が保有する情報が開示される時期は何年先であってもとにかく見られればよいというものではない。開示されるべき情報は開示請求後速やかに開示されなければならない。なぜなら、住民は、現在行われている政治に主権者たる住民として責任ある適切な意見を言っていきたいと考えているからである。

よって、部分開示が誤っているとして処分の取消しを求める異議申立てや裁判の場合、その処分が違法であることの発見と決定や判決は速やかに実現されなければならない。

- (5) 情報公開に関する異議申立てや訴訟では立証責任が転換しており、異議申立人や原告が、処分が違法であることを主張立証しなければ勝てないのではなく、訴えられた実施機関が、処分が適法であることを主張立証できなければ異議申立人や原告の勝（訴）となるのである。

立証責任の転換は、実施機関にとって特に負担になるものではない。まして、実施機関は、異議申立人から開示請求がなされたときに、つくばみらい市からは容易に開示された文書のどの部分をどのような理由で不開示とするかを十分に検討したはずであり、不開示該当性を直ちにそして容易に、さらに明確かつ具体的に立証することができるはずである。

- (6) 本件の農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）違反及び行政指導等は、現在進行形の事案であり、審査が長引けばそれだけ違反状態が蓄積し、被害が拡大する関係にある。

本件事案に関係する情報が開示されることから得られる利益は、条例の立法目的そのものである行政の透明性の確保、行政の公正性の担保、県民の理解と信頼の確保等であり、開示されないことによって得られる業者の保護の利益とは違法状態の蓄積であるから、その利益衡量は開示

の利益を重しと結論されるのは当然である。

- (7) 県行政が、公正、公平に事務事業を執行していることが公知されるためには、これらの文書が開示されることが必要で、開示によって県民の県政への理解と信頼が高まることは明らかである。しかも、本件情報は、違反業者の改善計画書とそれに対する県農林水産部の指導を参照するものであり、県が県民の信頼を回復するためにも、これら文書が開示されることは、条例の解釈、運用として正当なものであるばかりか、条例の制定趣旨に合致し、これを実現するものである。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 「平成22年9月16日付け南農企指令第25号」について

「平成22年9月16日付け南農企指令第25号」は、県が許可し作成した農地法（昭和27年法律第229号）第5条に規定される農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限を解除する許可書であり、当該農地転用許可をもって農地転用行為が可能となる。

不開示とした事業実施者（譲受（賃借）人）、その職業及び事業実施者と土地所有者との土地に係る契約形態には、事業実施者の業種、法人活動その他民法上の契約内容が含まれ、農地転用を実施する法人が事業活動を行う上での内部管理事務に属するため、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持する観点から、これら事業実施者に関する情報を開示することにより、例えば同業種との営業競争に支障を生じるなど、法人の事業活動が損なわれ、また、法人の競争上の地位等社会的活動の自由が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第3号アに該当すると考える。

##### 2 違反転用事案報告書について

違反転用事案報告書は、違反転用事案報告書本文に別紙①から⑩までの報告・連絡書等、土地に係る登記事項証明書及び公図を添付の上、つくばみらい市農業委員会（以下「市農業委員会」という。）がつくばみらい市内で発見した農地法第51条第1項各号の一に該当する者（以下「違反転用者」という。）に係る農地転用違反等の事案を、早期情報共有を目的として、県の管轄農林事務所宛に報告したものである。

##### (1) 違反転用事案報告書本文について

違反転用事案報告書本文は、具体的に違反転用事案（以下「本件違反

転用事案」という。)の内容、違反転用の土地(以下「本件違反転用地」という。)の所在、違反転用者及び関係者からの事情聴取内容等本件違反転用事案の概要が記載されており、不開示とした部分及びその理由は以下のとおりである。

ア 項目「1 内容」について

項目「1 内容」については、本件違反転用事案がどういった内容の案件であるかが記載されている。当該項目の記載内容については、行政が行う事務事業の目的達成又は公正若しくは円滑な執行の確保の観点から、これを開示することにより、例えば今後反復継続される同種の違反是正指導に支障を及ぼすおそれがある。また、違反転用の内容の悪質化及び違反転用の巧妙化による違反状態の把握困難度の高まりなどにより、県の是正指導の方針決定等事務の推進に支障を生じるおそれがある等、行政が行う事務事業に関する情報の中で、その性質、目的等から見て、執行過程又は事務事業執行後であっても、開示することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の実施の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると考える。

イ 項目「2 土地の所在等」について

項目「2 土地の所在等」については、本件違反転用地の所在、地番、地目、面積及び所有者の氏名が記載されている。本件違反転用地の把握の際にはこれら全情報を必要とするが、所有者の氏名は特定の個人を識別することができるものであり、土地の所在、地番、地目、面積は、登記事項と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと考え、また、包括的に不開示にする必要がある。よって、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書にも該当していないことから、同号に該当すると考える。

ウ 項目「3 違反転用者関連」について

項目「3 違反転用者関連」については、違反転用者の区分、氏名又は名称、住所及び職業等が記載されており、区分内容も含めこれら記載内容は今後県が違反是正に向けてどの個人及び法人に対して指導するものかを特定するものである。

不開示とした区分、個人の氏名、住所、職業及び備考については、一体情報として管理されるものであり、前記イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当すると考える。また、不開示とした

違反転用者の法人名、住所、職業については、当該行政文書の性質上、違反転用者である法人にとって不名誉な内容が記録されており、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持する観点から、これら法人に関する情報を開示することにより、例えば農地転用違反を行った事業者であるという情報が出回ることで同業種との営業競争に支障を生じるなど、法人の事業活動が損なわれ、また、法人の名誉、社会的評価、競争上の地位等社会的活動の自由が損なわれるおそれがあることから、条例第7条第3号アに該当すると考える。

エ 項目「5 付近への影響等」の記載内容について

項目「5 付近への影響等」の記載内容については、当該違反転用によって本件違反転用地周辺にどのような影響が発生したか、及び本件違反転用地の周辺地の所在が記載されている。

不開示とした周辺地の所在については、周辺地の特定により本件違反転用地等個人情報把握されるおそれがあり、前記イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当すると考える。また、周辺地の具体影響の開示により本件違反転用地の影響等が把握されるおそれがあり、前記アにおけるのと同じ理由により、条例第7条第6号に該当すると考える。

オ 項目「9 関係者からの事情聴取」について

項目「9 関係者からの事情聴取」については、市農業委員会が県への違反事案報告までに当該違反転用に関係する者に対して事情聴取した内容が記載されており、具体的に関係する個人の氏名、法人代表者の氏名、本件違反転用地の地区名、違反転用者である法人及び代表者を含む市農業委員会の聴取結果が分かるものとなっている。

不開示とした関係者の氏名及び地区名は、前記イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当し、法人名及び法人代表者の氏名は、前記ウにおけるのと同じ理由により、同条第3号アに該当すると考える。また、聴取結果については、当該結果を基に違反転用是正に向けた対応を実施しており、前記アにおけるのと同じ理由により、条例第7条第6号に該当すると考える。

カ 項目「10 農業委員会の取った措置」について

項目「10 農業委員会の取った措置」については、前記オの聴取結果を踏まえ、当該違反転用是正に向け対応した内容が記載されてお

り、具体的に市農業委員会が対応した相手方については、特定の法人名を不開示としている。当該法人名については、前記ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。

(2) 違反転用事案報告書本文に添付された別紙「①平成22年12月28日付け報告・連絡書」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙「①平成22年12月28日付け報告・連絡書」は、平成22年12月28日につくばみらい市関係各課（以下「市関係各課」という。）、市農業委員会等が違反転用者と本件違反転用地の盛土について協議を行った内容が記載され、本件違反転用事案の指導結果等が分かるものとなっており、不開示とした部分及びその理由は以下のとおりである。

ア 項目「2 場所」について

項目「2 場所」については、市関係各課、市農業委員会等が違反転用者と協議を実施した場所が記載されており、不開示とした当該場所の開示により違反転用者である法人が特定されるおそれがあるため、前記（1）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。

イ 項目「3 相手」について

項目「3 相手」については、市関係各課、市農業委員会等が対応した相手方である違反転用者の法人名及びその法人担当者の氏名が分かるものとなっている。

不開示とした当該法人名については、前記（1）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。また、担当者の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと考え、また、包括的に不開示にする必要がある。よって、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書にも該当していないことから、同号に該当すると考える。

ウ 項目「4 対応」について

項目「4 対応」については、市関係各課、市農業委員会等の職員の役職及び氏名が記載されており、その中で土地改良区職員の氏名については、慣行として公にされているものではないため、前記イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当すると考える。



エ 項目「5 内容」について

項目「5 内容」については、市関係各課等が相手方である違反転用者に対応した際のやり取りが記載されており、具体的に違反転用者である法人代表者の氏名及び市農業委員会等の指導事項が分かるものとなっている。

不開示とした違反転用者である法人代表者の氏名については、前記（1）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。また、市関係各課等の発言内容は当該結果を基に違反転用是正に向けた対応を実施しており、前記（1）アにおけるのと同じ理由により、条例第7条第6号に該当すると考える。

(3) 違反転用事案報告書本文に添付された別紙「②平成22年12月7日付け報告・連絡書」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙「②平成22年12月7日付け報告・連絡書」は、つくばみらい市生活環境課（以下「市生活環境課」という。）が作成したものであり、平成22年12月7日に市生活環境課及び市農業委員会が違反転用者と本件違反転用地の盛土について協議を行った内容が記載され、本件違反転用事案の指導結果等が分かるものとなっており、不開示とした部分及びその理由は以下のとおりである。

ア 項目「2 場所」について

項目「2 場所」については、市農業委員会等が違反転用者と対応を実施した場所が記載されており、不開示とした当該場所の開示により違反転用者である法人が特定されるおそれがあるため、前記（1）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。

イ 項目「3 相手」について

項目「3 相手」については、市農業委員会等が対応した相手方である違反転用者の法人担当者の氏名が分かるものとなっている。

不開示とした法人担当者の氏名については、前記（2）イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当すると考える。また、当該開示文書内において法人担当者の氏名の開示により当該担当者の所属する法人名も類推されるおそれがあることから、前記（1）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。

ウ 項目「5 内容」について

項目「5 内容」については、市農業委員会等が相手方である違反転用者に指示した際のやり取りが記載されており、具体的に違反転用者である法人代表者の氏名、法人担当者の氏名及び市農業委員会等の発言内容が分かるものとなっている。

不開示とした違反転用者である法人担当者の氏名については、前記（２）イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当すると考える。違反転用者である法人名及びその代表者の氏名については、前記（１）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。また、市農業委員会等の発言内容は当該結果を基に違反転用是正に向けた対応を実施しており、前記（１）アにおけるのと同じ理由により、条例第7条第6号に該当すると考える。

（４）違反転用事案報告書本文に添付された別紙「③平成23年2月28日に行われた協議に係る報告・連絡書」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙「③平成23年2月28日に行われた協議に係る報告・連絡書」は、市生活環境課が作成したものであり、平成23年2月28日に市関係各課、市農業委員会等が違反転用者と本件違反転用地の埋立て・盛土について協議を行った内容が記載され、本件違反転用事案の指導結果等が分かるものとなっており、不開示とした部分及びその理由は以下のとおりである。

ア 項目「3 出席者」について

項目「3 出席者」については、市関係各課、市農業委員会等の職員の役職及び氏名、市農業委員会等が対応した相手方である違反転用者である法人名、その代表者の氏名及び担当者の氏名が記載されている。

不開示とした土地改良区及び用水組合職員の氏名については、慣行として公にされているものではないため、前記（２）イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当すると考える。また、違反転用者の記載については、具体的に違反転用者である法人名、その代表者の氏名及び担当者の氏名が分かるものとなっており、法人担当者の氏名については、前記（２）イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当し、法人名及びその代表者の氏名については、前記（１）ウにおけるのと同じ理由により、同条第3号アに該当すると考える。

イ 項目「4 内容」について

項目「4 内容」については、市関係各課、市農業委員会等が相手方である違反転用者と協議した際のやり取りが記載されており、具体的に違反転用者である法人名及びその代表者の氏名、用水組合職員の氏名、市関係各課及び市農業委員会等の発言内容等が分かるものとなっている。

不開示とした用水組合職員の氏名については、慣行として公にされているものではないため、前記（2）イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当すると考える。また、その他記載のある個人名についても、前記（2）イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当すると考える。法人名、法人代表者の氏名及び法人関係者の発言内容については、前記（1）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。また、市農業委員会等の発言内容及び法人の発言内容は当該結果を基に違反転用是正に向けた対応を実施しており、前記（1）アにおけるのと同じ理由により、条例第7条第6号に該当すると考える。

(5) 違反転用事案報告書本文に添付された別紙「④平成23年5月13日に行われた協議に係る会議・打合せ記録」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙「④平成23年5月13日に行われた協議に係る会議・打合せ記録」は、市農業委員会が作成したものであり、平成23年5月13日に市農業委員会が違反転用者と協議を行った内容が記載され、本件違反転用事案の指導結果等が分かるものとなっており、不開示とした部分及びその理由は以下のとおりである。

ア 「出席者」について

「出席者」については、市農業委員会職員の役職及び氏名、市農業委員会が対応した相手方である違反転用者の法人名及び法人担当者の氏名が記載されている。

不開示とした法人担当者の氏名については、前記（2）イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当すると考える。法人名及び法人代表者の氏名については、前記（1）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。

イ 項目「1 経緯」について

項目「1 経緯」については、当該協議を実施するに至った経緯が記載されており、不開示とした本件違反転用地の関係者の氏名につい

ては、前記（２）イにおけるのと同じ理由により、条例第７条第２号に該当すると考える。

ウ 項目「２ 内容」について

項目「２ 内容」については、市農業委員会が相手方である違反転用者と対応した際のやり取りが記載されており、具体的に違反転用者である法人名、本件違反転用地の関係者の氏名、市農業委員会及び違反転用者の発言内容が分かるものとなっている。

不開示とした本件違反転用地の関係者の氏名については、前記（２）イにおけるのと同じ理由により、条例第７条第２号に該当すると考える。違反転用者である法人名については、前記（１）ウにおけるのと同じ理由により、条例第７条第３号アに該当すると考える。また、市農業委員会及び違反転用者である法人の発言内容については、当該結果を基に違反転用是正に向けた対応を実施しており、前記（１）アにおけるのと同じ理由により、条例第７条第６号に該当すると考える。

（６）違反転用事案報告書本文に添付された別紙「⑤平成２３年５月１０日に行われた地権者説明の報告」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙「⑤平成２３年５月１０日に行われた地権者説明の報告」は、市農業委員会が作成したものであり、平成２３年５月１０日に市農業委員会等が違反転用者である地権者等と協議を行った内容が記載され、本件違反転用事案の指導結果等が分かるものとなっており、不開示とした部分及びその理由は以下のとおりである。

ア 表題及び「予定」について

表題及び「予定」については、違反転用者である法人名が分かるものとなっており、不開示とした法人名については、前記（１）ウにおけるのと同じ理由により、条例第７条第３号アに該当すると考える。

イ 「メモ」について

「メモ」については、市農業委員会等が相手方である違反転用者等と対応した際のやり取りが記載されており、具体的に違反転用者である地権者の氏名、住所及びその職業、本件違反転用地の周辺地の地権者の氏名、違反転用者である法人担当者の氏名、市農業委員会及び違反転用者である地権者等の発言内容が分かるものとなっている。

不開示とした違反転用者である地権者の氏名、住所及びその職業、

本件違反転用地の周辺地の地権者の氏名、法人担当者の氏名については、前記（１）イ及び（２）イにおけるのと同じ理由により、条例第７条第２号に該当すると考える。さらに、法人担当者の氏名については、これを開示することにより当該担当者の所属する法人名も類推されるおそれがあることから、前記（１）ウにおけるのと同じ理由により、条例第７条第３号アに該当すると考える。また、市農業委員会及び違反転用者である地権者等の発言内容については、当該結果を基に違反転用是正に向けた対応を実施しており、前記（１）アにおけるのと同じ理由により、条例第７条第６号に該当すると考える。

（７）違反転用事案報告書本文に添付された別紙「⑥平成２３年５月２３日付け報告・連絡書」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙「⑥平成２３年５月２３日付け報告・連絡書」は、市生活環境課が作成したものであり、平成２３年５月２２日に市生活環境課、市農業委員会が違反転用者と協議を行った内容が記載され、また、別紙として市農業委員会作成メモが添付され、本件違反転用事案の指導結果等が分かるものとなっており、不開示とした部分及びその理由は以下のとおりである。

ア 「主題」について

「主題」については、本件違反転用地の地区名が記載されており、市農業委員会等がどの場所を指導したのかが分かるものとなっている。

不開示とした地区名は、違反転用是正に向けどの場所に対して対応を実施したか等対応を実施する際に重要な情報となり、前記（１）アにおけるのと同じ理由により、条例第７条第６号に該当すると考える。

イ 項目「２ 場所」及び「３ 相手」について

項目「２ 場所」及び「３ 相手」については、市農業委員会等が対応を実施した場所である地権者の住所及び対応した地権者の氏名が記載されており、不開示とした地権者の住所及び氏名については、前記（１）イ及び（２）イにおけるのと同じ理由により、条例第７条第２号に該当すると考える。

ウ 項目「５ 内容」について

項目「５ 内容」については、市農業委員会等が相手方である違反転用者と対応した際のやり取りが記載されており、具体的に違反転用者である地権者の氏名、市農業委員会等及び違反転用者である地権者

の発言内容が分かるものとなっている。

不開示とした違反転用者である地権者の氏名については、前記（２）イにおけるのと同じ理由により、条例第 7 条第 2 号に該当すると考える。また、市農業委員会等及び違反転用者である地権者の発言内容については、当該結果を基に違反転用是正に向けた対応を実施しており、前記（１）アにおけるのと同じ理由により、条例第 7 条第 6 号に該当すると考える。

エ 別紙「⑥平成 23 年 5 月 23 日付け報告・連絡書」に添付された市農業委員会作成メモのうち、表題及び「予定」について

表題及び「予定」については、地権者の氏名が記載されており、不開示とした違反転用者である地権者の氏名については、前記（２）イにおけるのと同じ理由により、条例第 7 条第 2 号に該当すると考える。

オ 別紙「⑥平成 23 年 5 月 23 日付け報告・連絡書」に添付された市農業委員会作成メモのうち、「メモ」について

「メモ」については、市農業委員会等が相手方である違反転用者と対応した際のやり取りが記載されており、違反転用者である地権者の氏名、電話番号、市農業委員会等及び違反転用者の発言内容が分かるものとなっている。

不開示とした違反転用者である地権者の氏名、電話番号については、前記（２）イにおけるのと同じ理由により、条例第 7 条第 2 号に該当すると考える。また、市農業委員会等及び違反転用者である地権者の発言内容については、当該結果を基に違反転用是正に向けた対応を実施しており、前記（１）アにおけるのと同じ理由により、条例第 7 条第 6 号に該当すると考える。

（８）違反転用事案報告書本文に添付された別紙「⑦市農業委員会作成メモ」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙「⑦市農業委員会作成メモ」は、市農業委員会が作成したものであり、平成 23 年 5 月 22 日に市農業委員会等が違反転用者と協議を行った内容が記載され、本件違反転用事案の指導結果等が分かるものとなっており、不開示とした部分及びその理由は以下のとおりである。

ア 表題及び「予定」について

表題及び「予定」については、地権者の氏名が記載されており、不

開示とした違反転用者である地権者の氏名については、前記（２）イにおけるのと同じ理由により、条例第７条第２号に該当すると考える。

イ 「メモ」について

「メモ」については、市農業委員会等が相手方である違反転用者と対応した際のやり取りが記載されており、具体的に違反転用者である地権者の氏名等、市農業委員会等及び違反転用者である地権者の発言内容が分かるものとなっている。

不開示とした違反転用者である地権者の氏名及び法人担当者の氏名については、前記（２）イにおけるのと同じ理由により、条例第７条第２号に該当すると考える。また、市農業委員会等及び違反転用者である地権者の発言内容については、当該結果を基に違反転用是正に向けた対応を実施しており、前記（１）アにおけるのと同じ理由により、条例第７条第６号に該当すると考える。

（９）違反転用事案報告書本文に添付された別紙⑧のうち「平成２３年５月１０日付けみらい農委第８号農地転用違反是正について」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙⑧のうち「平成２３年５月１０日付けみらい農委第８号農地転用違反是正について」は、市農業委員会が作成したものであり、平成２３年５月１０日付けで市農業委員会から違反転用者である法人宛に違反転用是正指導を通知した文書で、本件違反転用事案の概要が分かるものとなっており、不開示とした部分及びその理由は以下のとおりである。

ア 宛先について

宛先については、当該文書の送付先が記載されており、不開示とした違反転用者である法人名及びその代表者の氏名については、前記（１）ウにおけるのと同じ理由により、条例第７条第３号アに該当すると考える。

イ 本文に記載された内容について

本文に記載された内容については、本件違反転用事案に対して市農業委員会が違反転用者宛に指示した内容が記載されており、不開示とした市農業委員会が指示した内容については、市農業委員会の指導事項であり、前記（１）アにおけるのと同じ理由により、条例第７条第６号に該当すると考える。

ウ 項目「違反行為に係る土地の所在，地目，面積」について

項目「違反行為に係る土地の所在，地目，面積」については，本件違反転用地の所在，地目，面積等が記載されており，本件違反転用地の把握の際にはこれら全情報を必要とするが，不開示とした本件違反転用地の所在，地目，面積については，前記（１）イにおけるのと同じ理由により，条例第７条第２号に該当すると考える。

エ 項目「農地法第５１条に該当する内容その理由」について

項目「農地法第５１条に該当する内容その理由」については，本件違反転用事案の概要が記載され，不開示としたこれらは県で指導方針を決定等する際の重要な情報となり，前記（１）アにおけるのと同じ理由により，条例第７条第６号に該当すると考える。

(10) 違反転用事案報告書本文に添付された別紙⑧のうち「平成２３年５月２３日付け報告・連絡書」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙⑧のうち「平成２３年５月２３日付け報告・連絡書」は，前記（７）で述べた「⑥平成２３年５月２３日付け報告・連絡書」本文と同内容となっており，その詳細は前記（７）アからウまでで述べたとおりである。

(11) 違反転用事案報告書に添付された別紙⑧のうち「つくばみらい市農業委員会会長宛封筒写し」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙⑧のうち「つくばみらい市農業委員会会長宛封筒写し」は，前記（９）で述べた「平成２３年５月１０日付けみらい農委第８号農地転用違反是正について」にて市農業委員会が違反転用者である法人に対して通知した内容に関して，当該違反転用者である法人から市農業委員会宛に回答書を送付した際に使用された封筒の写しであり，不開示とした差出欄については，違反転用者である法人名，当該法人に係る営業許可等番号，営業内容，所在地及び電話番号等が記載されており，不開示としたこれらについては，前記（１）ウにおけるのと同じ理由により，条例第７条第３号アに該当すると考える。

(12) 違反転用事案報告書本文に添付された別紙⑧のうち「平成２３年５月２０日付け農地転用違反是正文書の回答」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙⑧のうち「平成２３年５月



20日付け農地転用違反是正文書の回答」は、前記（9）で述べた「平成23年5月10日付けみらい農委第8号農地転用違反是正について」にて市農業委員会が違反転用者である法人に対して通知した内容に関して、当該違反転用者である法人から市農業委員会宛に回答した文書であり、不開示とした部分及びその理由は以下のとおりである。

ア 「回答」について

「回答」については、違反転用者である法人から市農業委員会に対する回答内容が記載されており、違反転用者が本件違反転用事案に関する見解や今後の対応等が分かるものとなっている。

不開示とした当該回答内容は、本件違反転用事案に対する法人の意思決定結果を記載した内容となっており、これを開示することで、前記（1）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。また、当該指導は違反転用者に農地法の遵守を自覚させ、その違反是正方針を明確にさせることを目的とし、当該指導が行政指導の一環として実施されたことを鑑み、当該回答が行政との信頼関係により成り立ち、これを開示することで当該回答者である違反事業者との信頼ばかりでなく今後農地転用を行おうとしている者の信頼も損ねることが予想され、当該回答結果を基に当該違反転用是正に向けた対応を実施しており、前記（1）アにおけるのと同じ理由により、条例第7条第6号に該当すると考える。

イ 差出人及び印影について

差出人及び印影については、当該回答文書を作成した違反転用者である法人名及びその代表者の氏名が記載されており、また、印影については、当該法人名が記載されており、不開示としたこれらについては、前記（1）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。

さらに、印影については、その公表は本来当該法人が自らの事業活動との関わりの中で自主的に決定すべきことであり、また、当該印影の複製等により当該法人の営業活動等に支障を来すおそれもあることから、条例第7条第3号アに該当すると考える。

(13) 違反転用事案報告書本文に添付された別紙「㊟平成23年5月10日付けみらい生第12号措置命令書」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙「㊟平成23年5月10日付けみらい生第12号措置命令書」は、平成23年5月10日付けで市

生活環境課が、違反転用者である法人がつくばみらい市環境保全条例（平成18年つくばみらい市条例第152号）に違反したとして、当該条例の規定に基づき、違反是正指導を通知した文書であり、不開示とした部分及びその理由は以下のとおりである。

ア 宛先について

宛先については、当該文書の送付先である法人名及びその代表者の氏名が記載されており、不開示とした当該法人名等は違反転用者である法人名等であって、前記（1）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。

イ 本文に記載された内容、項目「1 命ずる措置」の内容及び項目「2 措置期限」について

本文に記載された内容、項目「1 命ずる措置」の内容及び項目「2 措置期限」については、本件違反転用事案に関して、市生活環境課がつくばみらい市環境保全条例に違反した法人に対して指示した内容が記載されており、不開示とした指示対象箇所、内容及び措置期限については、同課の指導事項であり、本件違反転用事案と関連する内容が含まれ、本件違反転用事案に対する指導の際には他法令等の指導状況を勘案する等、つくばみらい市及び県の今後の指導に影響を及ぼすため、前記（1）アにおけるのと同じ理由により、条例第7条第6号に該当すると考える。

ウ 土地の位置を表示した図面について

土地の位置を表示した図面については、「⑨平成23年5月10日付けみらい生第12号措置命令書」に添付された図面であり、当該指導対象地が分かるものとなっており、前記（1）イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当すると考える。

また、当該図面は、これが公にされると指導対象地の特定がなされ、その違反状態等個別具体の状況が公になるおそれがあることから、前記（1）アにおけるのと同じ理由により、条例第7条第6号に該当すると考える。

(14) 違反転用事案報告書本文に添付された別紙「⑩平成23年5月10日付けみらい建第56号盛土工事によるつくばみらい市道及び法定外道路の復旧等について（通知）」について

違反転用事案報告書本文に添付された別紙「⑩平成23年5月10日

付けみらい建第56号盛土工事によるつくばみらい市道及び法定外道路の復旧等について（通知）」は、平成23年5月10日付けでつくばみらい市建設課（以下「市建設課」という。）が、違反転用者である法人が道路法（昭和27年法律第180号）の規定に違反したとして違反是正指導を通知した文書であり、不開示とした部分及びその理由は以下のとおりである。

ア 宛先について

宛先については、当該文書の送付先である法人名及びその代表者の氏名が記載されており、不開示とした当該法人名等は違反転用者である法人名等であって、前記（1）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。

イ 本文について

本文については、本件違反転用事案に関して、市建設課が道路法に違反した法人に対して指示した内容が記載されており、不開示とした指導に係る場所及び市道の路線名、同法に係る承認書発番の内容については、同課の指導事項として一体管理される情報であり、本件違反転用事案と関連する内容が含まれ、違反転用に対する指導の際には他法令等の指導状況を勘案する等、つくばみらい市及び県の今後の指導に影響を及ぼすため、前記（1）アにおけるのと同じ理由により、条例第7条第6号に該当すると考える。

(15) 添付図面について

不開示とした図面には、土地所有者の氏名が記載されており、前記（1）イ及び（2）イにおけるのと同じ理由により、条例第7条第2号に該当すると考える。また、当該図面が公にされると指導対象となっている法人の農地転用許可済地が特定され、結果として法人情報も類推されることから、前記（1）ウにおけるのと同じ理由により、条例第7条第3号アに該当すると考える。そして、当該図面が公にされると指導対象地が特定され、その違反状態等個別具体の状況が公になるおそれがあることから、前記（1）アにおけるのと同じ理由により、条例第7条第6号に該当すると考える。

3 「平成23年5月10日付けみらい農委第8号農地転用違反是正について」について

「平成23年5月10日付けみらい農委第8号農地転用違反是正につい

て」については、前記2（9）と同内容となっており、その詳細は、前記2（9）アからエまでで述べたとおりである。

- 4 「平成23年5月20日付け農地転用違反是正文書の回答」について  
「平成23年5月20日付け農地転用違反是正文書の回答」については、前記2（12）と同内容となっており、その詳細は、前記2（12）ア及びイで述べたとおりである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 開示請求に係る行政文書について

#### （1）平成22年9月16日付け南農企指令第25号

「平成22年9月16日付け南農企指令第25号」は、実施機関がつくばみらい市内ほかにおける土地に関し、農地法第5条第1項の規定による申請に対して行った農地転用許可に係る許可書の案文であることが認められる。そして、当該文書には、農地転用を行う事業実施者である譲受（賃借）人の住所・氏名、その者の職業、農地転用を行う土地の所有者である譲渡（賃貸）人の住所・氏名、農地転用を行う土地の所在・面積、当該実施者と当該転用を行う土地の所有者との間の当該土地に係る契約内容、農地転用の目的等が記録されている別表が添付されていることが認められる。

なお、当該農地転用許可には、後記（2）の違反転用事案報告書に係る本件違反転用地に関わる土地についてのものが認められる。

#### （2）違反転用事案報告書

違反転用事案報告書は、市農業委員会が実施機関に対して、つくばみらい市内における本件違反転用事案について報告したものである。市農業委員会や市関係各課が事務執行のために作成・取得した①から⑩までの報告・連絡書等や図面が添付されている。

#### （3）平成23年5月10日付けみらい農委第8号農地転用違反是正について

「平成23年5月10日付けみらい農委第8号農地転用違反是正について」は、市農業委員会が違反転用者である法人に対して、当該法人の行為が農地法第51条第1項第1号の規定に該当するとして、違反転用に係る行為の停止などを求める旨記載した通知であり、「違反行為に係

る土地の所在，地目，面積」，「農地法第51条に該当する内容その理由」の各項等から構成されていることが認められる。

(4) 平成23年5月20日付け農地転用違反是正文書の回答

「平成23年5月20日付け農地転用違反是正文書の回答」は，「平成23年5月10日付けみらい農委第8号農地転用違反是正について」の通知を受けた違反転用者である法人が市農業委員会宛に回答した文書であることが認められる。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 「平成22年9月16日付け南農企指令第25号」について

実施機関は，農地法の規定に基づき農地転用を許可された譲受（賃借）人である事業実施者名，当該実施者の代表者の氏名及び当該実施者の住所，当該実施者の職業並びに契約内容の各部分に係る情報について，条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので，以下個別に検討する。

まず，事業実施者名，当該実施者の代表者の氏名及び当該実施者の住所の各部分に係る情報については，事業実施者が行った農地転用は当該実施者が事業の一環として行っているものであると考えられ，当該農地転用を行ったという事実を公にした場合，当該実施者の事業状況を明らかにすることになると考えられることから，同号アの「権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」に該当すると認められる。そして，当該情報は，同号ただし書に該当するとする事情も認められない。したがって，当該情報は，同号アに該当すると判断する。さらに，当該情報のうち，当該農地転用許可が前記1（1）において述べた後記（2）の違反転用事案報告書に係る本件違反転用地に関わる土地のものについては，同報告書における情報と同様に判断する。

次に，職業の部分に係る情報については，農地転用を申請した事業実施者名が特定されるような情報ではなく，公にすることにより，当該実施者の「権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」に該当しないと認められる。したがって，当該情報は，同号アに該当しないと判断する。

次に，契約内容の部分に係る情報については，当該実施者が，当該土地を使用する権利内容を記録したものであって，私人間の契約に関わるものであることから，当該情報は，公にすることにより，同号アの「権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」に該当

すると認められる。そして、当該情報は、同号ただし書に該当するとする事情も認められない。したがって、当該情報は、同号アに該当すると判断する。

(2) 違反転用事案報告書について

ア 違反転用事案報告書について

(ア) 違反転用事案報告書の書式中「1 内容」の項に記録されている事項について

当該事項には、本件違反転用事案の状況が記録されていることが認められ、当該事項に係る情報について、実施機関は、条例第7条第6号に該当するとして不開示としているので検討するに、市農業委員会から実施機関に対して、本件違反転用事案が報告されていることは明らかであることから、同号に該当しないと判断する。

(イ) 「2 土地の所在等」の項に記録されている事項について

当該事項は、本件違反転用地に係る「土地の所在」、「地番」、「地目」、「面積」及び「所有者名」の各欄から構成されていることが認められ、当該各欄に記録されている各事項に係る情報について、実施機関は、条例第7条第2号に該当するとして不開示としているので検討する。

「所有者名」欄に記録されている事項に係る情報については、特定の個人を識別することができるものであり、また、「地番」及び「面積」の各欄に記録されている各事項に係る情報については、登記事項の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることから、いずれも同号本文に該当すると認められる。そして、これらの各情報が同号ただし書のいずれかに該当するとする事情も認められない。したがって、当該各情報は同号に該当すると判断する。

しかし、「土地の所在」及び「地目」の各欄に記録されている各事項に係る情報については、本件違反転用地が所在する地区名及び地目・現況が記録されているだけで、特定の個人を識別することができないことから、同号に該当しないと判断する。

(ウ) 「3 違反転用者関連」の項に記録されている事項について

当該事項は、違反転用者に係る「区分」、「氏名又は名称」、「住所」、「職業」及び「備考」の各欄から構成されていることが認め

られる。そこで、以下個別に検討する。

- a 「区分」欄に記録されている事項、「氏名又は名称」欄に記録されている個人の氏名、「住所」欄に記録されている個人の住所、「職業」欄に記録されている個人の職業及び「備考」欄に記録されている事項について

当該各事項に係る情報について、実施機関は、条例第7条第2号に該当するとして不開示としているので検討する。

まず、「氏名又は名称」欄に記録されている個人の氏名、「住所」欄に記録されている個人の住所、「職業」欄に記録されている個人の職業及び「備考」欄に記録されている事項に係る各情報については、特定の個人を識別することができることから、いずれも同号本文に該当すると認められる。そして、これらの各情報が同号ただし書のいずれかに該当するとする事情も認められない。したがって、これらの各情報は同号に該当すると判断する。

しかし、「区分」欄に記録されている事項に係る情報については、単なる項目名であり、特定の個人を識別することができないことから、同号に該当しないと判断する。

- b 「氏名又は名称」欄に記録されている法人名及び法人代表者の氏名、「住所」欄に記録されている法人の住所並びに「職業」欄に記録されている法人の職業について

当該各事項に係る情報について、実施機関は、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので検討する。

当該情報については、違反転用者である法人に関する情報であることが認められるところ、当該情報のうち、法人名及び法人代表者の氏名並びに法人の住所の各部分に係る情報については、これを公にした場合、当該法人が違反転用を行った法人であるという不名誉な事実が明らかとなり、問題のある法人であると一般に認識され、今後の事業活動上の不利益を被ることが予想されることから、当該各部分に係る情報は、同号アの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」に該当すると認められる。そして、当該各部分に係る情報は、同号ただし書に該当するとする事情も認められない。したがって、当該各部分に係る情報は、同号アに該当すると判断する。

しかし、「氏名又は名称」欄に記録されている事項に係る情報のうち、個人の氏名並びに法人名及び法人代表者の氏名以外の情

報については、法人が特定されるような情報ではなく、公にすることにより、当該法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」に該当しないと認められる。また、「職業」欄に記録されている法人の職業の部分に係る情報についても、同様に判断する。

(エ) 「5 付近への影響等」の項に記録されている事項について

当該事項には、本件違反転用地の周辺地の地区名、地番、面積及び地権者の氏名（これらに関する項目名を含む。）並びに当該周辺地の具体的影響が記録されていることが認められる。そこで、以下個別に検討する。

a 本件違反転用地の周辺地の地区名、地番、面積及び地権者の氏名について

当該各部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第2号に該当するとして不開示としているので検討する。

まず、地権者の氏名、地番及び面積の各部分に係る情報については、前述の（イ）における情報と同様に判断する。

しかし、当該周辺地の地区名等に関する項目名の部分に係る情報については、単なる項目名であり、特定の個人を識別することができないことから、同号に該当しないと判断する。また、地区名の部分に係る情報についても、同様に判断する。

b 本件違反転用地の周辺地の具体的影響に係る記載について

当該部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第6号に該当するとして不開示としているので検討する。

実施機関は、当該情報の開示により、本件違反転用地の影響等が把握され、今後反復継続される同種の違反是正指導に支障を及ぼすおそれがある旨主張するが、そのおそれは抽象的可能性にとどまり、具体的蓋然性があるものは認められないことから、同号に該当しないと判断する。

(オ) 「9 関係者からの事情聴取」の項に記録されている事項について

当該事項には、市関係各課等や関係団体が違反転用者である法人や関係者と協議を行った事情聴取結果が記録されており、関係者の属性及び氏名並びに本件違反転用地の地区名並びに違反転用者であ



る法人名及び法人代表者の氏名が含まれていることが認められる。そこで、以下個別に検討する。

- a 関係者の属性及び氏名並びに本件違反転用地の地区名について  
当該各部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第2号に該当するとして不開示としているので検討する。

まず、関係者の氏名の部分に係る情報については、前述の(ウ) aにおける情報と同様に判断する。しかし、関係者の属性の部分に係る情報については、単なる属性を示す記載であり、特定の個人を識別することができないことから、同号に該当しないと判断する。

次に、本件違反転用地の地区名の部分に係る情報については、特定の個人を識別することができないことから、同号に該当しないと判断する。

- b 法人名及び法人代表者の氏名について

当該各部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので検討するに、当該情報は、違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述の(ウ) bにおける情報と同様に判断する。

- c 事情聴取結果について

当該部分には、市関係各課等や関係団体が、違反転用者である法人に対して、本件違反転用事案に関して、事情聴取の結果、指示した事項が記録されていることが認められる。当該部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第6号に該当するとして不開示としているので検討する。

当該情報は、法令による一定の規制について、適法・適正な状態を確保するため、市当局が取締りの一環として行う事務に係る情報であると認められるところ、当該情報が、公になった場合、市当局の指示内容のほか、その基になった認定事実、事情聴取の結果等を知ることになった事業者の中には、これら知得した情報に分析・検討を加えて、今後同種の事業を行う場合に市当局の取締りを免れるため、事実を隠蔽したりして、市当局の正確な事実の把握を困難にし、又は市当局の事実把握や指示等の対応を意識して巧妙に行動したりして、違法・不当な行為をし、若しくはその発見を困難にする者が出てくることが予想される。

したがって、当該情報は、同号アに該当すると判断する。

(カ) 「10 農業委員会の取った措置」の項に記録されている法人名及び法人代表者の氏名について

当該各部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので検討するに、当該情報は、違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述の(ウ) bにおける情報と同様に判断する。

イ 違反転用事案報告書に添付されている「①平成22年12月28日付け報告・連絡書」について

(ア) 当該報告・連絡書の「内容」の欄中「2 場所」の項に記録されている事項について

当該事項には、違反転用者である法人との協議が行われた相手方事務所名がその所在地である地区名とともに記録されていることが認められ、当該事項に係る情報について、実施機関は、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので検討する。

事務所名として記録されている違反転用者である法人名の部分に係る情報については、違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述の(ウ) bにおける情報と同様に判断する。

しかし、協議が行われた場所である地区名の部分に係る情報については、当該法人に関する情報であるとは認め難いことから、同号アに該当しないと判断する。

(イ) 「3 相手」の項に記録されている事項について

当該事項には、法人担当者の氏名及び法人名が記録されていることが認められ、実施機関は、法人担当者の氏名の部分に係る情報については、条例第7条第2号に、法人名の部分に係る情報については、同条第3号アに該当するとしてそれぞれ不開示としているので、以下個別に検討する。

まず、法人担当者の氏名の部分に係る情報については、前述の(ウ) aにおける情報と同様に判断する。

次に、法人名の部分に係る情報については、違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述の(ウ) bにおける情報と同様に判断する。

(ウ) 「4 対応」の項に記録されている関係土地改良区職員の氏名について

当該部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第2号に該当するとして不開示としているので検討するに、前述のア(ウ) aにおける情報と同様に判断する。

(エ) 「5 内容」の項に記録されている法人代表者の氏名及び市関係各課等の発言内容について

実施機関は、法人代表者の氏名の部分に係る情報については、条例第7条第3号アに、市関係各課等の発言内容の部分に係る情報については、同条第6号に該当するとしてそれぞれ不開示としているので、以下個別に検討する。

まず、法人代表者の氏名の部分に係る情報については、違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述のア(ウ) bにおける情報と同様に判断する。

次に、市関係各課等の発言内容の部分については、市関係各課等が、違反転用者である法人に対して、本件違反転用事案に関して、事情聴取した結果、指示した事項が記録されていることが認められることから、前述のア(オ) cにおける情報と同様に判断する。

ウ 違反転用事案報告書に添付されている「②平成22年12月7日付け報告・連絡書」について

(ア) 当該報告・連絡書の「内容」の欄中「2 場所」の項に記録されている事項について

当該事項には、違反転用者である法人との協議が行われた相手方事務所名がその所在地である地区名とともに記録されていることが認められ、当該事項に係る情報について、実施機関は、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので検討する。

事務所名として記録されている違反転用者である法人名の部分に係る情報については、違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述のア(ウ) bにおける情報と同様に判断する。

しかし、協議が行われた場所である地区名の部分に係る情報については、当該法人に関する情報であるとは認め難いことから、同号アに該当しないと判断する。

(イ) 「3 相手」の項に記録されている事項について

当該事項には、法人担当者の氏名が記録されていることが認められ、当該事項に係る情報について、実施機関は、条例第7条第2号及び同条第3号アに該当するとして不開示としているので検討する。

当該情報については、前述のア(ウ) aにおける情報と同様に判断する。

なお、条例第7条第3号ア該当性については、上記のとおり判断されることから、検討しない。

(ウ) 「5 内容」の項に記録されている法人担当者の氏名、法人名及び法人代表者の氏名並びに市農業委員会等の発言内容について

実施機関は、法人担当者の氏名の部分に係る情報については、条例第7条第2号に、法人名及び法人代表者の氏名の各部分に係る情報については、同条第3号アに、市農業委員会等の発言内容の部分に係る情報については、同条第6号に該当するとしてそれぞれ不開示としているので、以下個別に検討する。

まず、法人担当者の氏名の部分に係る情報については、前述のア(ウ) aにおける情報と同様に判断する。

次に、法人名及び法人代表者の氏名の各部分に係る情報については、違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述のア(ウ) bにおける情報と同様に判断する。

次に、市農業委員会等の発言内容の部分に係る情報については、市農業委員会等が、違反転用者である法人に対して、本件違反転用事案に関して、事情聴取した結果、指示した事項が記録されていることが認められることから、前述のア(オ) cにおける情報と同様に判断する。

エ 違反転用事案報告書に添付されている「③平成23年2月28日に行われた協議に係る報告・連絡書」について

(ア) 当該報告・連絡書の「(内容)」の欄中「3 出席者」の項に記録されている関係土地改良区職員、用水組合職員及び法人担当者の氏名並びに法人名及び法人代表者の氏名について

実施機関は、関係土地改良区職員、用水組合職員及び法人担当者の氏名の各部分に係る情報については、条例第7条第2号に、法人名及び法人代表者の氏名の各部分に係る情報については、同条第3

号アに該当するとしてそれぞれ不開示としているので、以下個別に検討する。

まず、法人名の部分については、違反転用者である法人の名称及び当該法人とともに市関係各課等と協議を行った法人（以下「違反転用者外法人」という。）の名称が記録されており、違反転用者外法人は、違反転用者である法人に対して業務を依頼した法人であることが認められる。違反転用者である法人名及び当該法人の代表者の氏名の各部分に係る情報については、前述のア（ウ）bにおける情報と同様に判断する。また、違反転用者外法人の名称の部分に係る情報については、これを公にした場合、違反転用者外法人が違反転用者である法人に関係していると推測され、今後の事業活動上の不利益を被ることが予想されることから、当該情報は、条例第7条第3号アの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」に該当すると認められる。そして、当該情報は、同号ただし書に該当するとする事情も認められない。したがって、当該情報は、同号アに該当すると判断する。

次に、関係土地改良区職員、用水組合職員及び法人担当者（違反転用者外法人の担当者を含む。）の氏名の各部分に係る情報については、前述のア（ウ）aにおける情報と同様に判断する。

(イ) 「4 内容」の項に記録されている用水組合職員等の個人の氏名並びに法人名及び法人代表者の氏名並びに市関係各課等及び法人の発言内容について

a 用水組合職員等の個人の氏名について

当該部分には、用水組合職員、違反転用者外法人の担当者及びつくばみらい市職員の氏名が記録されていることが認められる。当該部分に係る情報については、実施機関は、条例第7条第2号に該当するとして不開示としているので検討する。

用水組合職員及び違反転用者外法人の担当者の氏名の各部分に係る情報については、前述のア（ウ）aにおける情報と同様に判断する。

しかし、つくばみらい市職員の氏名の部分に係る情報については、同号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして、同号に該当しないと判断する。

b 法人名及び法人代表者の氏名について

当該各部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので検討する。

当該情報のうち、違反転用者である法人名及び当該法人の代表者の氏名の部分に係る情報については、違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述のア（ウ）bにおける情報と、また、違反転用者外法人の名称の部分に係る情報については、前述の（ア）における情報とそれぞれ同様に判断する。

c 市関係各課等及び法人の発言内容について

当該部分には、本件違反転用地の地区名及び市関係各課等が指導対象としている地区名がそれぞれ記録された項目名とともに、市関係各課等や関係団体が、違反転用者である法人及び違反転用者外法人に対して、本件違反転用事案等に関して、事情聴取の結果、指示した事項や当該法人等が市関係各課等に対して説明した内容が記録されていることが認められる。実施機関は、当該部分に係る情報については、条例第7条第6号に、さらに、当該情報のうち、法人の発言内容の部分に係る情報については、同条第3号にも該当するとしてそれぞれ不開示としているので検討する。

当該情報が公になった場合、市当局の指示内容や当該法人等の説明内容を知ることになった事業者の中には、これら知得した情報に分析・検討を加えて、今後同種の事業を行う場合に市当局の取締りを免れるため、事実を隠蔽したりして、市当局の正確な事実の把握を困難にし、又は市当局の事実把握や指示等の対応を意識して巧妙に行動したりして、違法・不当な行為をし、若しくはその発見を困難にする者が出てくることが予想されることから、前述のア（オ）cにおける情報と同様に判断する。

しかし、項目中に記録されている本件違反転用地の地区名及び市関係各課等が指導対象としている地区名の各部分に係る情報は、単に地区名の記載にとどまり、実施機関の主張する具体的な支障やおそれは考えられないことから、条例第7条第6号に該当しないと判断する。

なお、当該情報のうち、法人の発言内容の部分に係る情報の条例第7条第3号ア該当性については、上記のとおり判断されることから、検討しない。

オ 違反転用事案報告書に添付されている「④平成23年5月13日に  
行われた協議に係る会議・打合せ記録」について

(ア) 当該記録の「出席者」の項に記録されている法人担当者の氏名並  
びに法人名及び法人代表者の氏名について

実施機関は、法人担当者の氏名の部分に係る情報については、条例第7条第2号に、法人名及び法人代表者の氏名の各部分に係る情報については、同条第3号アに該当するとしてそれぞれ不開示としているので、以下個別に検討する。

法人担当者の氏名の部分に係る情報については、前述のア（ウ）  
aにおける情報と同様に判断する。

次に、法人名及び法人代表者の氏名の各部分に係る情報について  
は、違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、  
前述のア（ウ）bにおける情報と同様に判断する。

(イ) 「1 経緯」の項に記録されている関係者の属性及び氏名につい  
て

当該各部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第2号  
に該当するとして不開示としているので検討する。

関係者の氏名の部分に係る情報については、前述のア（ウ）aに  
おける情報と同様に判断する。

しかし、関係者の属性の部分については、単なる属性を示す記載  
であり、特定の個人を識別することができないことから、同号に該  
当しないと判断する。

(ウ) 「2 内容」の項に記録されている関係者の氏名、法人名並びに  
市農業委員会及び法人の発言内容について

実施機関は、関係者の氏名の部分に係る情報については、条例第  
7条第2号に、法人名の部分に係る情報については、同条第3号ア  
に、市農業委員会及び法人の発言内容の部分に係る情報については、  
同条第6号に該当するとしてそれぞれ不開示としているので、以下  
個別に検討する。

まず、関係者の氏名の部分に係る情報については、前述のア（ウ）  
aにおける情報と同様に判断する。

次に、法人名の部分に係る情報については、違反転用者である法  
人に関する情報であると認められることから、前述のア（ウ）bに  
おける情報と同様に判断する。

次に、市農業委員会及び法人の発言内容の部分については、当該法人が本件違反転用事案に関して対応した内容及び市農業委員会が当該内容に対して説明した内容が記録されていることが認められる。当該部分に係る情報が公になった場合、当該法人の対応内容やそれに対する市当局の説明内容等を知ることになった事業者の中には、これら知得した情報に分析・検討を加えて、今後同種の事業を行う場合に市当局の取締りを免れるため、事実を隠蔽したりして、市当局の正確な事実の把握を困難にし、又は市当局の事実把握や説明等の対応を意識して巧妙に行動したりして、違法・不当な行為をし、若しくはその発見を困難にする者が出てくることが予想されることから、前述のア（オ）cにおける情報と同様に判断する。

カ 違反転用事案報告書に添付されている「⑤平成23年5月10日に行われた地権者説明の報告」について

(ア) 当該報告の表題及び「予定」の項に記録されている法人名について

当該部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので検討するに、当該情報は、違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述のア（ウ）bにおける情報と同様に判断する。

(イ) 「メモ」の項に記録されている地権者の氏名、住所及び職業並びに法人担当者の氏名並びに市農業委員会等及び地権者の発言内容について

実施機関は、地権者の氏名、住所及び職業の各部分に係る情報については、条例第7条第2号に、法人担当者の氏名の部分に係る情報については、同号及び同条第3号アに、市農業委員会等及び地権者の発言内容の部分に係る情報については、同条第6号に該当するとしてそれぞれ不開示としているので、以下個別に検討する。

まず、地権者の氏名、住所及び職業並びに法人担当者の氏名の各部分に係る情報については、前述のア（ウ）aにおける情報と同様に判断する。

なお、法人担当者の氏名の部分に係る情報の条例第7条第3号ア該当性については、上記のとおり判断されることから、検討しない。

次に、市農業委員会等及び地権者の発言内容の部分については、本件違反転用事案に関する市農業委員会等の見解及び同委員会等が



本件違反転用地の周辺地の地権者から聴取した内容等が記録されていることが認められる。当該部分に係る情報が公になった場合、市当局の見解やそれに対する地権者からの聴取内容等を知ることになった事業者の中には、これら知得した情報に分析・検討を加えて、今後同種の事業を行う場合に市当局の取締りを免れるため、事実を隠蔽したりして、市当局の正確な事実の把握を困難にし、又は市当局の事実把握や説明等の対応を意識して巧妙に行動したりして、違法・不当な行為をし、若しくはその発見を困難にする者が出てくることが予想されることから、前述のア（オ）cにおける情報と同様に判断する。

キ 違反転用事案報告書に添付されている「⑥平成23年5月23日付け報告・連絡書」（他の文書に添付されている場合を含む。）について

（ア）当該報告・連絡書の「主題」の欄に記録されている地区名について

当該部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第6号に該当するとして不開示としているので検討するに、当該部分に係る情報は、単に地区名の記載にとどまり、実施機関の主張する具体的な支障やおそれは考えられないことから、同号に該当しないと判断する。

（イ）当該報告・連絡書の「内容」の欄中「2 場所」及び「3 相手」の各項に記録されている事項について

当該事項には、地権者の住所及び氏名が記録されていることが認められ、当該事項に係る情報について、実施機関は、条例第7条第2号に該当するとして不開示としているので検討するに、前述のア（ウ）aにおける情報と同様に判断する。

（ウ）「5 内容」の項に記録されている地権者の氏名並びに市農業委員会等及び地権者の発言内容について

実施機関は、地権者の氏名の部分に係る情報については、条例第7条第2号に、市農業委員会等及び地権者の発言内容の部分に係る情報については、同条第6号に該当するとしてそれぞれ不開示としているので、以下個別に検討する。

まず、地権者の氏名の部分に係る情報については、前述のア（ウ）

aにおける情報と同様に判断する。

次に、市農業委員会等及び地権者の発言内容の部分については、本件違反転用事案に関する市農業委員会等の見解並びに同委員会等から本件違反転用地の地権者に対する説明内容及びそれに対する当該地権者からの回答内容等が記録されていることが認められる。当該部分に係る情報が公になった場合、市当局の説明内容やそれに対する地権者からの回答内容等を知ることになった事業者の中には、これら知得した情報に分析・検討を加えて、今後同種の事業を行う場合に市当局の取締りを免れるため、事実を隠蔽したりして、市当局の正確な事実の把握を困難にし、又は市当局の事実把握や説明等の対応を意識して巧妙に行動したりして、違法・不当な行為をし、若しくはその発見を困難にする者が出てくることが予想されることから、前述のア（オ）cにおける情報と同様に判断する。

しかし、当該部分のうち、市農業委員会が地権者に対して説明したという行為が記録されている部分に係る情報については、当審査会において見分したところ、同委員会が説明を行ったという単なる事実を記録したにすぎず、実施機関の主張する具体的な支障やおそれは考えられないことから、条例第7条第6号に該当しないと判断する。

ク 「⑥平成23年5月23日付け報告・連絡書」に添付されている「⑥平成23年5月22日に行われた地権者との協議に係る記録」について

(ア) 当該記録の表題及び「予定」の項に記録されている地権者の氏名について

当該部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第2号に該当するとして不開示としているので検討するに、前述のア（ウ）aにおける情報と同様に判断する。

(イ) 「メモ」の項に記録されている地権者の氏名及び電話番号並びに市農業委員会等及び地権者の発言内容について

実施機関は、地権者の氏名及び電話番号の各部分に係る情報については、条例第7条第2号に、市農業委員会等及び地権者の発言内容の部分に係る情報については、同条第6号に該当するとしてそれぞれ不開示としているので、以下個別に検討する。

まず、地権者の氏名及び電話番号の各部分に係る情報については、

前述のア（ウ） a における情報と同様に判断する。

次に、市農業委員会等及び地権者の発言内容の部分については、市農業委員会等が行った本件違反転用地の地権者への説明に対する当該地権者の回答内容等が記録されていることが認められることから、当該部分に係る情報は、前述のキ（ウ）における情報と同様に判断する。

ケ 違反転用事案報告書に添付されている「⑦平成23年5月22日に  
行われた地権者との協議に係る記録」について

(ア) 当該記録の表題及び「予定」の項に記録されている地権者の氏名  
について

当該部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第2号に  
該当するとして不開示としているので検討するに、前述のア（ウ）  
a における情報と同様に判断する。

(イ) 「メモ」の項に記録されている地権者及び法人担当者の氏名並び  
に市農業委員会等及び地権者の発言内容について

実施機関は、地権者及び法人担当者の氏名の各部分に係る情報に  
ついては、条例第7条第2号に、市農業委員会等及び地権者の発言  
内容の部分に係る情報については、同条第6号に該当するとしてそ  
れぞれ不開示としているので、以下個別に検討する。

まず、地権者及び法人担当者の氏名の各部分に係る情報につい  
ては、前述のア（ウ） a における情報と同様に判断する。

次に、市農業委員会等及び地権者の発言内容の部分については、  
市農業委員会等が行った本件違反転用地の地権者への説明に対する  
当該地権者の回答内容等が記録されていることが認められることか  
ら、当該部分に係る情報は、前述のキ（ウ）における情報と同様に  
判断する。

コ 違反転用事案報告書に添付されている「⑧平成23年5月10日付  
けみらい農委第8号農地転用違反是正について」について

(ア) 当該通知の宛先に記録されている法人名及び法人代表者の氏名に  
ついて

当該各部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第3号  
アに該当するとして不開示としているので検討するに、当該情報は、  
違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、

前述のア（ウ）bにおける情報と同様に判断する。

(イ) 本文中の市農業委員会の指示内容について

当該部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第6号に該当するとして不開示としているので検討するに、当審査会において、当該情報について見分したところ、一般的な指示内容のみであり、実施機関の主張する具体的な支障やおそれは考えられないことから、同号に該当しないと判断する。

(ウ) 「違反行為に係る土地の所在、地目、面積」の項に記録されている事項について

当該事項は、「土地の所在」、「地目」、「面積」及び「備考」の各欄から構成されていることが認められ、実施機関は、「土地の所在」、「地目」及び「面積」の各欄に記録されている各事項に係る情報について、条例第7条第2号に該当するとして不開示としているので検討する。

「土地の所在」欄に記録されている事項に係る情報のうち、地番の部分に係る情報及び「面積」欄に記録されている事項に係る情報については、前述のア（イ）における情報と同様に判断する。

しかし、「土地の所在」欄に記録されている事項に係る情報のうち、地区名の部分に係る情報及び「地目」欄に記録されている事項に係る情報については、特定の個人を識別することができないことから、同号に該当しないと判断する。

(エ) 「農地法第51条に該当する内容その理由」の項に記録されている事項について

当該事項には、本件違反転用事案に関し、その概要及び市農業委員会が農地法第51条の規定に該当すると判断した理由が記録されていることが認められる。当該事項に係る情報について、実施機関は、条例第7条第6号に該当するとして不開示としているので検討する。

当審査会において、当該情報について見分したところ、その内容は、前述のア（ア）及びア（エ）bにおいて判断した情報と同様の内容であることが認められ、また、実施機関の主張する具体的な支障やおそれは考えられないことから、同号に該当しないと判断する。

サ 違反転用事案報告書に添付されている「⑧つくばみらい市農業委員会会長宛封筒の写し」について

当該写しに記載の法人名、法人の所在地、法人の電話番号等、法人の営業内容及び法人の営業に関わる許可等の番号の各部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので検討するに、当該情報は、違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述のア（ウ）bにおける情報と同様に判断する。

シ 違反転用事案報告書に添付されている「⑧平成23年5月20日付け農地転用違反是正文書の回答」について

実施機関は、法人名、法人代表者の氏名及び法人の印影の各部分に係る情報について、条例第7条第3号アに、回答内容の部分に係る情報について、同号ア及び同条第6号に該当するとしてそれぞれ不開示としているので、以下個別に検討する。

まず、法人名、法人代表者の氏名及び法人の印影の各部分に係る情報については、違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述のア（ウ）bにおける情報と同様に判断する。

次に、回答内容の部分については、違反転用者である法人が、前記コにおいて述べた「⑧平成23年5月10日付けみらい農委第8号農地転用違反是正について」の通知を受けて、市農業委員会宛に回答した内容が記録されていることが認められる。当該部分に係る情報が公になった場合、当該法人の対応内容を知ることになった事業者の中には、これら知得した情報に分析・検討を加えて、今後同種の事業を行う場合に市当局の取締りを免れるため、事実を隠蔽したりして、市当局の正確な事実の把握を困難にし、又は市当局の事実把握や説明等の対応を意識して巧妙に行動したりして、違法・不当な行為をし、若しくはその発見を困難にする者が出てくることが予想されることから、前述のア（オ）cにおける情報と同様に判断する。

なお、回答内容の部分に係る情報の条例第7条第3号ア該当性については、上記のとおり判断されることから、検討しない。

ス 違反転用事案報告書に添付されている「⑨平成23年5月10日付けみらい生第12号措置命令書」について

(ア) 当該命令書の宛先に記録されている法人名及び法人代表者の氏名について

当該各部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので検討するに、当該情報は、つくばみらい市環境保全条例の規定に違反するとして、市生活環境課から措置命令を受けた違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述のア（ウ）bにおける情報と同様に判断する。

(イ) 本文中の市生活環境課が措置命令の対象とした土地の場所について

当該部分には、措置命令の対象とした土地が所在する地区名、地番及び筆数が記録されていることが認められる。当該部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第6号に該当するとして不開示としているので検討する。

当該情報は、単に地区名、地番及び筆数の記載にとどまり、実施機関は、同号アないしオのいずれかのおそれ又はその他市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて、具体的に明らかにしておらず、当該情報が同号に該当すると認めることはできない。しかし、措置命令の対象とした土地の地権者にとっては、当該情報は、当該地権者の個人に関する情報であると言うことができるので、当該情報の条例第7条第2号該当性について検討する。

当該情報は、地区名及び地番と登記事項の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることから、同号本文に該当すると認められ、そして、当該情報が同号ただし書のいずれかに該当するとする事情も認められないことから、当該情報は同号に該当すると判断する。

次に、特定の個人を識別することとなる地番の部分を除いた部分（地区名及び筆数）は、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、条例第8条第2項の規定により開示すべきものと判断する。

以上のことから、地番の部分につき、これを不開示としたことは妥当であると判断する。

(ウ) 「1 命ずる措置」の項及び「2 措置期限」の項に記録されている各事項について

当該各事項に係る情報について、実施機関は、条例第7条第6号に該当するとして不開示としているので検討する。

当審査会において見分したところ、「1 命ずる措置」の項については、一般的な内容が、また、「2 措置期限」の項については、単なる期日がそれぞれ記録されているのみであり、実施機関の主張する具体的な支障やおそれは考えられないことから、当該情報は、同号に該当しないと判断する。

(エ) 土地の位置を表示した図面について

当該図面について、実施機関は、条例第7条第2号及び同条第6号に該当するとして不開示としているので検討する。

当該図面については、前述のア（イ）における情報と同様に判断する。

なお、当該図面の条例第7条第6号該当性については、上記のとおり判断されることから、検討しない。

セ 違反転用事案報告書に添付されている「⑩平成23年5月10日付けみらい建第56号盛土工事によるつくばみらい市道及び法定外道路の復旧等について（通知）」について

(ア) 当該通知の宛先に記録されている法人名及び法人代表者の氏名について

当該各部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので検討するに、当該情報は、道路法の規定に基づく申請を行うよう指示を受けた違反転用者である法人に関する情報であると認められることから、前述のア（ウ）bにおける情報と同様に判断する。

(イ) 本文中の市建設課が指示した場所、市道路線名及び道路法の規定に基づく承認書の番号について

当該各部分に係る情報について、実施機関は、条例第7条第6号に該当するとして不開示としているので、以下個別に検討する。

まず、市建設課が指示した場所の部分には、本件違反転用地の地区名と当該地区名以外の地区名とが記録されていることが認められる。本件違反転用地の地区名の部分に係る情報については、市建設課が道路法の規定に基づき指示した場所に関わるものであるが、単に地区名の記載にとどまり、実施機関は、同号アないしオのいずれかのおそれ又はその他市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて、具体的に明らかにしていないことから、当該地区名

の部分に係る情報は、同号に該当しないと判断する。しかし、本件違反転用地以外の地区名の部分に係る情報については、これを公にした場合、同号に該当すると判断した市当局の指示事項を開示することと同様の状況になることから、同号に該当すると判断する。

次に、市道路線名の部分には、市道の路線番号が記録されていることが認められるところ、当該部分に係る情報については、単に市道の路線番号の記載にとどまり、実施機関は、同号アないしオのいずれかのおそれ又はその他市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて、具体的に明らかにしていないことから、上記と同様に判断する。

次に、道路法の規定に基づく承認書の番号の部分に係る情報については、単に番号の記載にとどまり、実施機関は、同号アないしオのいずれかのおそれ又はその他市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて、具体的に明らかにしていないことから、上記と同様に判断する。

#### ソ 違反転用事案報告書の添付図面について

当該図面について、実施機関は、条例第7条第2号、同条第3号ア及び同条第6号に該当するとして不開示としているので検討する。

当該図面については、前述のア（イ）における情報と同様に判断する。

なお、当該図面の条例第7条第3号ア及び同条第6号該当性については、上記のとおり判断されることから、検討しない。

#### (3) 「平成23年5月10日付けみらい農委第8号農地転用違反是正について」について

当該通知については、前述の(2)コにおいて判断したとおりである。

#### (4) 「平成23年5月20日付け農地転用違反是正文書の回答」について

当該回答については、前述の(2)シにおいて判断したとおりである。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、開示請求に係る行政文書の開示・不開示の判断には関係がないものと判断する。



#### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成24年	1月	13日	諮問受理
平成24年	2月	24日	諮問庁意見書受理
平成24年	8月	7日	審査（平成24年度第2回審査会第一部会）
平成24年	9月	20日	審査（平成24年度第3回審査会第一部会）
平成24年	10月	15日	審査（平成24年度第4回審査会第一部会）
平成24年	11月	19日	審査（平成24年度第5回審査会第一部会）
平成25年	1月	30日	審査（平成24年度第7回審査会第一部会）

別表（第1及び第2の2）

文書名		不開示部分		該当条文	開示相当部分
平成22年9月16日付け南農企指令第25号		譲受（賃借）人である事業実施者名，当該実施者の代表者の氏名及び当該実施者の住所，当該実施者の職業並びに契約内容の各部分		第7条第3号ア該当	職業の部分
平成23年5月26日付け違反転用事案報告書	違反転用事案報告書	「1 内容」	記録されている事項の部分	第7条第6号該当	全部
		「2 土地の所在等」	「土地の所在」，「地番」，「地目」，「面積」及び「所有者名」の各欄に記録されている各事項の部分	第7条第2号該当	「土地の所在」及び「地目」の各欄に記録されている各事項の部分
		「3 違反転用者関連」	「区分」欄に記録されている事項，「氏名又は名称」欄に記録されている個人の氏名，「住所」欄に記録されている個人の住所，「職業」欄に記録されている個人の職業及び「備考」欄に記録されている事項の各部分	第7条第2号該当	「区分」欄に記録されている事項の部分，「氏名又は名称」欄に記録されている個人の氏名，「住所」欄に記録されている個人の住所，「職業」欄に記録されている個人の職業及び「備考」欄に記録されている事項のうち，個人の氏名，法人名及び法人代表者の氏名の各部分を除いた部分並びに「職業」欄に記録されている法人の職業の部分
		「5 付近への影響等」	本件違反転用地の周辺地の地区名，地番，面積及び地権者の氏名（これらに関する項目名を含む。）の各部分 本件違反転用地の周辺地の具体的影響に係る記載の部分	第7条第2号該当 第7条第6号該当	項目名の部分及び地区名の部分 全部
		「9 関係者からの事情聴取」	関係者の属性及び氏名並びに地区名の各部分 法人名及び法人代表者の氏名の各部分 事情聴取結果の部分	第7条第2号該当 第7条第3号ア該当 第7条第6号該当	関係者の属性の部分及び地区名の部分
		「10 農業委員会の取った措置」	法人名及び法人代表者の氏名の各部分	第7条第3号ア該当	
		「内容」	「2 場所」 記録されている事項の部分	第7条第3号ア該当	地区名の部分
			「3 相手」 記録されている事項の部分 法人名の部分	第7条第2号該当 第7条第3号ア該当	
			「4 対応」 関係士地改良区職員の氏名の部分	第7条第2号該当	
			「5 内容」 法人代表者の氏名の部分 市関係各課等の発言内容の部分	第7条第3号ア該当 第7条第6号該当	
①平成22年12月28日付け報告・連絡書					

②平成22年12月7日付け報告・連絡書	「内容」	「2 場所」	記録されている事項の部分		第7条第3号ア該当	地区名の部分			
			「3 相手」	記録されている事項の部分			第7条第2号該当		
				「5 内容」	法人担当者の氏名の部分		第7条第3号ア該当		
					法人名及び法人代表者の氏名の各部分		第7条第2号該当		
					市農業委員会等の発言内容の部分		第7条第3号ア該当		
③平成23年2月28日に行われた協議に係る報告・連絡書	「(内容)」	「3 出席者」	関係士地改良区職員、用水組合職員及び法人担当者の氏名の各部分		第7条第2号該当	地区名の部分及びつくばみらい市職員の氏名の部分			
			「4 内容」	法人名及び法人代表者の氏名の各部分			第7条第3号ア該当		
				用水組合職員等の個人の氏名の部分			第7条第2号該当		
				法人名及び法人代表者の氏名の各部分			第7条第3号ア該当		
				法人の発言内容の部分			第7条第3号ア該当		
			市関係各課等の発言内容の部分		第7条第6号該当				
			④平成23年5月13日に行われた協議に係る会議・打合せ記録	「出席者」	市関係各課等の発言内容の部分		第7条第6号該当	関係者の属性の部分	
					法人担当者の氏名の部分		第7条第2号該当		
					法人名及び法人代表者の氏名の各部分		第7条第3号ア該当		
					「1 経緯」		関係者の属性及び氏名の各部分		第7条第2号該当
関係者の氏名の部分		第7条第2号該当							
「2 内容」	法人名の部分				第7条第3号ア該当				
	市農業委員会及び法人の発言内容の部分				第7条第3号ア該当				
⑤平成23年5月10日に行われた地権者説明の報告	表題及び「予定」	法人名の部分			第7条第3号ア該当				
		地権者の氏名、住所及び職業の各部分			第7条第2号該当				
		法人担当者の氏名の部分			第7条第2号該当				
		市農業委員会等及び地権者の発言内容の部分		第7条第3号ア該当					
		市農業委員会等及び地権者の発言内容の部分		第7条第6号該当					
⑥平成23年5月23日付け報告・連絡書 (他の書類に添付されている場合を含む。)	「主題」	地区名の部分		第7条第6号該当	全部				
		「内容」	記録されている事項の部分			第7条第2号該当			
			「2 場所」及び「3 相手」	地権者の氏名の部分		第7条第2号該当			
				市農業委員会等及び地権者の発言内容の部分		第7条第6号該当			
				地権者の氏名の部分		第7条第2号該当			
⑦平成23年5月23日付け報告・連絡書添付の⑥平成23年5月22日に行われた地権者と	表題及び「予定」	地権者の氏名及び電話番号の各部分		第7条第2号該当	市農業委員会が地権者に対して説明したという行為が記録されている部分				
		地権者の氏名及び電話番号の各部分		第7条第2号該当					
		市農業委員会等及び地権者の発言内容の部分		第7条第6号該当					

の協議に係る記録							
⑦平成23年5月22日に行われた地権者との協議に係る記録	表題及び「予定」	地権者の氏名の部分		第7条第2号該当			
	「メモ」	地権者及び法人担当者の氏名の各部分		第7条第2号該当			
⑧平成23年5月10日付けみらい農委第8号農地転用違反是正について	宛先	市農業委員会等及び地権者の発言内容の部分		第7条第6号該当			
	本文	法人名及び法人代表者の氏名の各部分		第7条第3号ア該当			
	「違反行為に係る土地の所在、地目、面積」	「土地の所在」、「地目」及び「面積」の各欄に記載されている各事項の部分		第7条第2号該当			「土地の所在」欄に記載されている事項のうち、地区名の部分及び「地目」欄に記載されている事項の部分
	「農地法第51条に該当する内容その理由」	記録されている事項の部分		第7条第6号該当			全部
⑨つくばみらい市農業委員会会長宛封筒の写し	法人名、法人の所在地、法人の電話番号等、法人の営業内容及び法人の営業に關する許可等の番号の各部分		第7条第3号ア該当				
⑩平成23年5月20日付け農地転用違反是正文書の回答	法人名、法人代表者の氏名及び法人の印影の各部分		第7条第3号ア該当				
⑪平成23年5月10日付けみらい生第12号措置命令書	宛先	法人名及び法人代表者の氏名の各部分		第7条第3号ア該当			
	本文	市生活環境課が措置命令の対象とした土地の場所の部分		第7条第6号該当			地番の部分を除いた部分
⑫平成23年5月10日付けみらい建第56号盛土工事によるつくばみらい市道及び法定外道路の復旧等について（通知）	添付図面	「1 命ずる措置」及び「2 措置期限」		第7条第6号該当			全部
		土地の位置を表示した図面		第7条第2号該当			
⑬平成23年5月10日付けみらい建第56号盛土工事によるつくばみらい市道及び法定外道路の復旧等について（通知）	宛先	法人名及び法人代表者の氏名の各部分		第7条第3号ア該当			
	本文	市建設課が指示した場所、市道路線名及び道路法の規定に基づき承認書の番号の各部分		第7条第6号該当			市建設課が指示した場所のうち、道路法の規定に基づき指示した場所の部分、市道路線名の部分及び道路法の規定に基づき承認書の番号の部分
平成23年5月10日付けみらい農委第8号農地転用違反是正について	添付図面	全部		第7条第2号該当			
		宛先	法人名及び法人代表者の氏名の各部分		第7条第3号ア該当		
本文	市農業委員会の指示内容の部分		第7条第6号該当				全部

	「違反行為に係る土地の所在、 地目、面積」	「土地の所在」、 「地目」 及び 「面積」 の各 欄に記録されている各事項の部分	第7条第2号該当	「土地の所在」欄に記録されている事項 のうち、地区名の部分及び「地目」欄に 記録されている事項の部分
	「農地法第51条に該当する 内容その理由」	記録されている事項の部分	第7条第6号該当	全部
平成23年5月20日付け農地転用違反是正文書 の回答	法人名、法人代表者の氏名及び法人の印影の各部分 回答内容の部分		第7条第3号該当 第7条第6号該当	